

近世前期の桑名藩の知行制について

——久松松平氏を事例に——

藤谷 彰

はじめに

本稿の目的は、家門と譜代大名の中間に位置する桑名藩久松松平家の家臣団の経済的な基盤である知行形態を分析することにある。

各大名家における職制や知行形態については、類似する点が多いが、立藩事情が一樣ではなく形成過程が異なるため細部に至っては様々である。

特に知行制についての研究は、多くの論考が見られ、地方知行制から俸禄制への転換という流れの中で、十七世紀中頃までに地方知行制が蔵米知行制と同様な形態となっていたという形骸化の問題が提起された一方で、地方知行Ⅱ後進的、蔵米知行Ⅱ先進的という図式への疑問、蔵米知行への移行というよりも地方知行採用条件の欠如の可能性などが指摘され、疑問が投げかけられていることも周知の事実である。⁽¹⁾

これらの問題については、家臣団形成過程、藩職制や藩財政との関連も含めトータルに検討していく必要のある事柄である。地方知行制の形骸化、各藩による地方知行制の実施のばらつきなども見られ、概して国持大名や御三家では地方知行制が、譜代大名や小大名では俸禄制が実施されていたとされている。⁽²⁾

ところで、桑名藩の場合、松平定勝・定行の後を受けた定綱の家臣団の構造や形成過程を明らかにする中で、家門と譜代大名に位置する久松

松平家の家臣団形成過程は、転封地での家臣取立や処分大名家臣の取立など家門や譜代大名の家臣団形成過程に類似したもので、付家老・参勤交代に伴う江戸と領国との家臣分散化・家格などの点で差異があった。⁽³⁾

その後の定良、定重の時代には地方支配に適合した行政官僚的な家臣団編成への変容、加増や昇進にあたって家格を優先し身分秩序の確立を行った、との結論を得た。⁽⁴⁾しかし、紙幅の関係もあり、定綱時代やそれ以降の家臣団編成や職制を支えるための経済基盤である知行形態については論究することができず課題として残された。⁽⁵⁾

そこで本稿では、前述したような問題意識や残された課題について、先行研究を踏まえ、定綱・定良・定重時代の家臣団の経済基盤となる知行形態を分析し、桑名藩の基礎研究の一助としたい。

第一章 近世前期の家中物成と知行制

第一節 家中物成について

まず、定綱時代の家臣団を経済的に支える家中物成を見よう。桑名藩の場合は定綱時代に家中物成に関する規定が出され、その中で四つ物成が定められた。

〔史料一〕⁽⁷⁾

一上田壱反歩

三百坪なり

此分米壹石五斗

十五ノ石盛

此取米^(八)五斗八升五合^(三)

五ツ五分ノ物成免

但、分米ト云ハ辻高之事ナリ

又草高共云也

(中田・下田・下々田略)

右四口物成之免平均にして四ツ物成にして、家中之者知行高百石の取米四拾石、是ヲ納メ四斗ニ割者納百俵也

但、納四斗ハ納壹俵也

納壹斗ハ升目一斗七合五勺、左候へ者升目四斗三升入ニ而納四斗と云也

外に四拾石ニ口米納一石二斗、高百石ニハ合百三俵納相渡候也

右者桑名ニ而近国江御開合之御定也

この法令は定綱時代の慶安元(一六四八)年頃に出されたものであり、桑名藩の物成が四つ物成であること、蔵米知行のあり方が示され、家中物成は四つ物成に口米として三%を加算して算出すること、一〇〇石知行の者であれば、取米四〇石と口米一石二斗とを合わせて四一石二斗、俵換算にすると一〇三俵となることなどが記されている。このように桑名藩の蔵米知行とは、物成に口米を付加した知行形態と考えられ、俸禄はおそらく藩庫から一括支給されたものと推測される。また、蔵米知行同様、藩庫から俸禄が支給される形態の切米取は、口米加算がなく、俸禄が数回に分けて支給されるものであったと思われる。

また、この中で桑名藩の物成は「近国江御開合之御定也」と近国の物成免を参考にして決定したとあり注目される。この点について、桑名藩を取り巻く各藩の場合、尾張藩では正保改革により「四ツ概」が実施され、亀山藩でも新知加増は「四物成」、津藩でも慶長十三年の高虎の伊賀・伊勢国入封以降「四つ物成」、紀州藩でも正保の改革により今高免

が採用されて「四ツ三分」の免率が設定された。これらが桑名藩に多大な影響を及ぼし、しかも地域慣行、生産性、生産条件が近似する一定の地域において、「近国並」「隣国並」に物成免を設定することは、家中諸士を十分に納得させるものであったと考えられる。⁽⁸⁾

このような近国の作法を参考にすることは、「近国守護所之掟家中之作法兼而よく聞届」⁽⁹⁾と家中訴訟や「近国之家中諸役等積能々聞届」⁽¹⁰⁾など配当扶持の算用の際にも見られる。

さらに定綱掟書の年貢に関する掟書には、

〔史料二〕⁽¹¹⁾

掟

一、年貢納俵之事江戸御定之升を以四斗入、但計様美濃・尾張惣並

御給人年貢二計

一、免状之事地詰之帳面を以反畝ニ懸取付候間、如免帳之面庄屋肝煎惣百姓おしなへ田畑於帳面ニ付銘々納所可仕事、但新田開発百姓自分として永荒野地等を開候ハ本田之取ニ随ひ免を可被下事

一、諸役持合造作之所近庄並^(在カ)之外夥敷用捨被仰付候間、此勘を以年貢別情を出し納所仕候様可申付候事

右定之条々聊茂相背於交私計者罪科可被 仰付候間、急度此旨を存不可有油断者也

慶安元年十一月廿八日

(奥平)

八郎左衛門

(久松)

十郎左衛門

郡代中

惣代官中

とあり、年貢納入の升の設定、しかも入部直前の美濃国大垣時代や尾張国給人と同様であることを強調している。年貢徴収体制も免状の一定の

仕法による藩主導の一括納入を指示している。したがって、慶安期には少なくとも藩主導の年貢徴収体制が確立されており、それは桑名藩家臣の給与が蔵米知行を行える体制を意味しているとも言えよう。なお、このことを裏付けるように地域に所在する年貢割付状は郡奉行を中心とした一定の書式のものが発給されている。⁽¹⁵⁾

以上のように四つ物成、年貢割付状の一括発給により桑名藩の知行形態は蔵米知行制を主体とするものであった。しかし、実際には格式や知行高により知行形態が異なっていたようである。次節ではその点についてふれてみよう。

第二節 知行形態の分類

次に桑名藩の知行形態はいかなるものであったのかを見よう。その前に格式の整理を行う。⁽¹⁶⁾

〔史料三〕
(地方)

一 知方ニ而知行被下候事、右者千石以上地方ニ而知行所被下候、御家之古法也、千石以下ハ御蔵米ニ而被下候、然れとも一向輕キもの共ニハ地方少々被下候も有之候得共、御会积ニ者無之候、下妻ニ而菅谷左太夫江地方三百石被下候ハ別之事也

(中略)

一 五拾石以下ハ御切米取候分ハ給人並と御唱御座候由、(中略)百石以下五拾石迄ハ小知行と御定御座候 (下略)

この史料では知行形態が地方知行・蔵米知行・切米の三段階に分類されていることがわかる。すなわち、一〇〇石以上は地方知行、それ以下は蔵米知行が行われていたのであり、一〇〇石から五〇石までは小知行と言ったこと、五〇石以下は切米取で給人並と唱えたことがわかる。

また実際の運用にあたっては、分限帳には切米取以外にも現米取・給金

取があり、それぞれに扶持米が加扶持される場合が多かった。⁽¹⁷⁾

寛永末期から貞享三(一六八六)年までの家臣団を知行形態別に分類したものが表である。家臣団の総計は、寛永末期六二二人、正保三(一六四六)〜慶安元(一六四八)年八二三人、慶安三・四年九六二人、明暦三(一六五七)年八六二人、寛文十(一六七〇)年一〇一四人、貞享三年六一九人となる。その内訳は、知行取(地方取・蔵米取・小知行取)と・切米取の合計が寛永末期三七九人、正保三〜慶安元年四〇二人、慶安三・四年四三四人、明暦三年三六〇人、寛文十年四〇三人、貞享三年三二九人で、慶安期が突出して増加している。

また知行形態別に見ると、知行取は寛永末期から一一〜一三人と横這いで固定化されている。蔵米取は寛永末期から時代を追って増加傾向にあるが、貞享三年は減少している。小知行取は寛永末期には七〇人であったものが一〇〜二〇人台と減少している。切米取は寛永末期から慶安期にかけ増加したが、明暦期に減少し、寛文期以降増加した。現米取・扶持米取・給金取は定綱時代の末期の慶安三・四年には五二八人と最大であり、明暦期に減少し、寛文期には増加する。しかし、貞享期には再び減少する。

以上のような総計と知行別形態から見ると、寛永末期から慶安期までが定綱時代で家臣を増加し、特に小役人を増加することで地方支配体制の強化を図ったものと考えられる。明暦から寛文期にかけては、明暦期は定綱の養子となった定重の入封直後で家臣団の再構築期にあたり、それが人数減少につながり、その後寛文期までに徐々に増強していったと考えられる。そして貞享期は全体が減少しているが、それは後述する天和元(一六八一)年の大風雨による家臣団削減及び同三年の久松氏以下の解雇の影響が残っているからである。

また桑名藩の知行形態は、地方知行取はいたが、その主体は四つ物成

表. 寛永～貞享期の家中知行高・人数変遷表.

知行形態	知行高	寛永19～正保2		正保3～慶安元		慶安3～4		明暦3年		寛文10年		貞享3年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知行取 (地方取・ 蔵米取・ 小知行取)	石	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	2000～5000	5	1.5	6	1.6	4	1.3	2	0.6	3	1.0	1	0.4
	1000～1900	8	2.3	7	1.9	9	2.9	10	3.1	10	3.2	10	4.2
	600～990	4	1.2	4	1.1	9	2.9	6	1.9	3	1.0	4	1.7
	500～590	20	5.8	17	4.7	14	4.6	12	3.8	10	3.2	5	2.1
	400～490	3	0.9	3	0.8	9	2.9	11	3.4	13	4.2	10	4.2
	300～390	28	8.2	32	8.8	28	9.1	35	10.9	41	13.3	31	13.0
	200～290	51	14.9	72	19.7	58	18.9	68	21.3	71	23.0	46	19.2
	150～190	40	11.7	41	11.2	46	15.0	51	15.9	43	13.9	41	17.2
	100～140	94	27.4	121	33.2	101	32.9	98	30.6	97	31.4	78	32.6
	50～90	70	20.4	45	12.3	13	4.2	25	7.8	12	3.9	13	5.4
	20～40	20	5.8	17	4.7	16	5.2	2	0.6	6	1.9	0	0.0
	合計	343人	100.1	365人	100.0	307人	99.9	320人	99.9	309人	100.0	239人	100.0
		55.1%	75605石/ 100俵/ 36人扶持	44.3%	82680石/ 100俵/ 124人扶持	31.9%	77240石/ 200俵 現石20石 /42人扶持	37.1%	77560石/ 300俵/ 50人扶持	30.5%	78003石/ 215人扶持	38.6%	60210石/ 15人扶持
切米取	200～500俵	13	36.1	7	18.9	7	5.5	5	12.5	3	3.2	1	1.1
	100～150	17	47.2	9	24.3	13	10.2	6	15.0	9	9.6	2	2.2
	60～70					5	3.9	0	0.0	2	2.1	2	2.2
	30～50	6	16.7	5	13.5	50	39.4	9	22.5	46	48.9	82	91.1
	2～20			16	43.2	52	40.9	20	50.0	34	36.2	3	3.3
	合計	36人	100.0	37人	99.9	127人	99.9	40人	100.0	94人	100.0	90人	99.9
		5.8%	5290俵/ 478人扶持	4.5%	3536俵/ 458人扶持 /大豆40俵	13.2%	6145俵/ 383人扶持/ 大豆40俵/ 金2両1分/ 銀50枚	4.6%	2815俵/ 50両/ 245人扶持	9.3%	4161俵/ 50両/ 銀5枚/ 418人扶持	14.5%	3460俵/ 306人扶持
現米取	20石以上	14	100.0	16	4.9	17	3.8	14	3.8	19	4.3	7	3.3
	10～19			126	38.9	199	44.5	147	39.6	161	36.3	89	42.0
	1～9			182	56.2	231	51.7	210	56.6	263	59.4	116	54.7
	合計	14人	100.0	324	100.0	447	99.9	371人	100.0	443人	100.0	212人	100.0
		2.3%	300石/114 人扶持	39.4%	3166.2石/ 金13両2分 /合力20石 /869.5人 扶持	46.5%	4381石/ 金10両2分 /現米21俵 /1145.5人 扶持	43.0%	3639石/ 地方2石/ 金6両 銀250目 /986人扶持	43.7%	4248.22石 /地方0.87石 /麦10俵/ 金4両/ 1184人扶持	34.2%	2156.5石 /561人 扶持
扶持米取	6～20人扶持	7	3.1	2	3.8	7	24.1	4	9.5	18	20.2	5	18.5
	4～5	51	22.8	2	3.8	4	13.8	9	21.4	10	11.2	6	22.2
	1～3	166	74.1	49	92.5	18	62.1	29	69.0	61	68.5	16	59.3
	合計	224人	100.0	53人	100.1	29人	100.0	42人	99.9	89人	99.9	27人	100.0
		36%	810人扶持	6.4%	121人扶持	3%	133人扶持	4.9%	143人扶持	8.8%	412人扶持	4.4%	129人扶持
給金取	10両以上			2	4.5	3	5.8	5	5.6	8	10.1	2	3.9
	1分～9両	5	100.0	42	95.5	49	94.2	84	94.4	71	89.9	49	96.1
	合計	5人	100.0	44人	100.0	52人	100.0	89人	100.0	79人	100.0	51人	100.0
		0.8%	14両/25人 扶持	5.3%	202両1分/ 1136人 扶持/ 銀30枚	5.4%	205両1分/ 111.5人 扶持/1石	10.3%	439両2分 /215人 扶持	7.8%	362両1分/ 227人扶持	8.2%	241両1分 128人扶持
人数		622人		823人		962人		862人		1014人		619人	
知行高		75605石		82680石		77540石		77562石		78003石		60210石	
切米高		5390俵		3636俵		6366俵		3115俵		4161俵		3460俵	
現米高		300石		3166.2石		4401石		3639石		4248.22石		2156.5石	
扶持米高		1463人扶持		1708.5人扶持		1683扶持		1639人扶持		2456人扶持		1139人扶持	
給金高等		14両		215両3分 銀30枚 合力20石 大豆40俵		218両 銀50枚 大豆40俵		495両2分 銀250目		416両1分 銀5枚 麦10俵		241両1分	

桑名市博物館分限帳番号4.6.13.17.26、東北大学狩野文庫分限帳による。分限帳の数値は、書式が一定でないため、概数となる。

の蔵米知行取や切米取・扶持米取・給金取であったと言える。その意味では、桑名藩の家臣団は他の譜代大名と類似した傾向を見出せる。

第二章 上級家臣の知行制

第一節 上級家臣の家臣団の様相

桑名藩の上級階層については一部地方知行制が実施されていたことは前述したとおりである。ここでは上級家臣の知行・家臣団等について論究してみよう。先行研究では譜代大名の場合、転封回数が多く、知行宛行が煩雑になるため、地方知行制は取りにくいとされており、桑名藩においても家門・譜代大名の中間的な位置にあるのでこのような提起は示唆的である。ただ、定綱時代の一〇〇〇石以上の給人の数は一一〜一三人ほどと少なく、諏訪藩に見るように譜代大名にも地方知行制を採用している藩もあり、⁽¹⁶⁾ 地方知行がなかったとは断定できない。その点を考慮しても史料にある地方知行の実施はある程度見込まれる。

また後年の史料であるが、

〔史料四〕⁽¹⁷⁾

一御手配之事 寛永年中也

一吉村又右衛門 与力足輕五拾人此外組付有之

知行所大矢地村⁽¹⁸⁾ (以下略)

一三輪権右衛門 与力足輕五拾人此外組付有之

知行所大矢地村⁽¹⁸⁾ (以下略)

一久松十郎左衛門 組付与力有之

知行所保々村 (以下略)

(中略)

一久徳織部

同

知行所柚井村

とあり、一〇〇〇石以上の家臣の内、組頭であった四名については、支配下の与力や足輕人数、知行所が記されている。ちなみにこの知行所は、すべて実在した村落であり、さらに検討の余地はあるものの、少なくとも寛永期の組頭で一部の者は地方知行制のもとで村落を宛行われていたことが確認できる。その地方知行は村高から考えると、一村丸ごとというものではなく、村落の一部を知行所として直接に支配していたものと考えられる。しかし、その知行所に対して給人がどの程度の権限を有していたのか疑問が残る。伊勢国で地方知行が実施されていた津藩・紀州藩の家臣でさえ、その権限はかなり制限されていたこと⁽¹⁹⁾から、桑名藩の場合も給人への制限はかなりあったものと推測される。

また、上級家臣には藩が召し抱えた与力・足輕を付けられていたことが記されている。与力に関して「三和録」⁽²⁰⁾ 上には、「与力之事由井村二与力八拾騎被差置、近江境之急変之為成候由、宮川織右衛門由緒書二も見る也」とあり、柚井村に近江境警備のための与力を八〇騎置いたことが宮川織右衛門由緒書に見える。足輕については「足輕之事、右者百性之子共御吟味候而被抱一季居之役二付、妻持之事ハ無之古法也、一法様御代年寄中ニハ家ニより自分支配之足輕有之也、皆以御軍法也、大坂御陣之時方自分支配と在之三輪弥右衛門元継江御足輕拾七人被下置候」とあり、百姓から一代限りの召し抱えをし、定綱時代の年寄家には自分支配の足輕があり、三輪弥右衛門にも一七人の足輕を下されたところ。これに続き、吉村又右衛門に五〇人、蜂屋弥兵衛・小嶋清左衛門・本多八郎兵衛・土橋平治にそれぞれ二人、大関五兵衛に一六人の足輕が付けられたとあり、足輕には「自分支配の足輕」と「付属された足輕」の二種類があった。⁽²¹⁾

慶安期の「分限帳」⁽²²⁾では組頭となる給人に与力がいたことがわかる。

松平大学 (三〇〇〇石) には一〇〇・六〇・五〇石の与力が八人、服部

源右衛門（二〇〇〇石）にも同じ禄高の与力が一三人いた。吉村又右衛門（五〇〇〇石）には七〇・六〇・五〇石の与力が一〇人、久松十郎左衛門（二〇〇〇石）にも一〇〇石の与力が六人、久徳織部（二〇〇〇石）にも六〇・五〇石の与力が一六人いたことが記されている。また、服部左太夫には「百人地方足輕」、富岡半右衛門には「五十人地方足輕」、田中甚兵衛（二五〇石一〇〇俵合力）には「三十一人地方足輕」、喜多又左衛門（二五〇石一〇〇俵合力）には「三十人地方足輕」が付属されている。

「天明由緒」⁽²⁵⁾には、久徳織部の兄である久徳左馬助の項に「左馬助儀隠居分ニ而五十人扶持ニ三百俵馬之飼料等被下置、御領内柚井村ニ屋敷被下置候、此所者美濃口境目ニ付被指置候由ニ而与力をも式拾騎被遣被置、則左馬助屋敷近辺ニ右与力小屋被仰付候」とあり、久徳一族である左馬助が美濃国境の柚井村への隠居の際に扶持米、馬草料の手当を宛行われ、与力二〇騎が付属させられた。

以上のように、一〇〇〇石以上の上級家臣の知行形態は地方知行で、与力や足輕を付けられていた。与力の付属は、近江・美濃国との境目であり、急変があつた時の対処のために置かれたものであつた。

第二節 上級家臣の吉村家の知行制

上級家臣の知行形態についてさらに深化させるために吉村又右衛門家を事例にして検討してみよう。⁽²⁴⁾久松松平家中の中で吉村一族は本家である又右衛門家を中心に権左衛門家・外記家の三家で構成されている。本家である又右衛門家は元々安芸国広島城主であつた福岡正則家に仕官していたが、正則の改易後一時本多美濃守、森美作守に仕え、寛永十六（一六三九）年に松井平之允を仲介にして定綱に仕官することとなつた。

取立直後の吉村家の桑名藩における位置づけは、寛永十九年十一月の

松平定綱の定めた掟書には次のようにある。

〔史料五〕⁽²⁶⁾

一 松平大学・服部源右衛門・吉村又右衛門名代老人充寄合所へ指越、其日之用所之儀落着候旨題目於有之儀ハ帳面ニ書写心得候而肝要之事（後略）

とあり、吉村又右衛門は定綱の一族である松平大学・服部源右衛門とともに上級家臣として職務を仰せ付けられている。別の史料でも家中訴訟にあたり又右衛門へ報告させるなど藩政の中枢を担う重要な役職にあつたことがわかる。

寛永十六年に新規に召し抱えられた吉村家に発給された目録には、

〔史料六〕⁽²⁷⁾

一 高五千石者	吉村又右衛門殿
一同千石者	吉村勘右衛門殿
一同五百石者	吉村権左衛門殿
合六千五百石	

右之外与力給知三ヶ所目録有別紙、各全有収納者也、仍如件

寛永十六年三月廿二日 定綱（花押）

とある。

これは、吉村又右衛門をはじめとする一族に対し定綱から発給された知行目録の写である。又右衛門に五〇〇〇石、又右衛門の嫡男である勘右衛門に一〇〇〇石、三男である権左衛門に五〇〇石、合計で六五〇〇石の知行を宛行っている。そしてこれらの知行以外に「与力給知三ヶ所目録有別紙」とあるように、次の「目録」が発給されている。

〔史料七〕⁽²⁸⁾

目録

高平千九拾七石式斗参升三合

広永村

高平式百五拾七石六斗式升八合
山 村
高平四百式拾六石九斗八升六合
埋縄村

合千七百八拾石九斗八升七合

右三ヶ村之内山村者と与力居屋敷分、広永・埋縄者自分之為馬草場可有支配者也、仍如件

寛永十六年三月廿二日

定綱（花押）

吉村又右衛門殿

この別紙目録には与力給知三ヶ所に関する事項が書留られている。広永村・山村・埋縄村の内、山村は与力居屋敷分、広永村・埋縄村は吉村家の馬草場として支配するようにとの指示である。発給日は前掲史料同様寛永十六年三月二十二日である。前述した与力の経済的な基盤を支えるものである。与力の存在と与力への手当給付にあたって、地方知行形態を残さざるを得なかった点が看取される。

その後、正保三（一六四六）年に吉村将監宣光を召し抱える際に、知行目録を発給する必要がある、その時に作成されたと見られる家老連署状は、

〔史料八〕⁽²⁹⁾

高千石吉村将監江被遣候、給方ならしを以、当戌之所務より可被相渡者也

正保三年十二月十八日

本多八郎右衛門

久松十郎左衛門

給方御代官衆中

とあり、本多八郎右衛門・久松十郎左衛門兩名の連署となっている。ただ、宛所が「給方御代官衆中」宛になっており、藩内での所務に用いられた文書の写の可能性が高く、これをそのまま知行目録とすることはできない。これをもとに吉村又右衛門の二男である将監宣光に知行目録が発給

された可能性があり「当戌之所務より可被相渡者也」と、正保三年の年貢収納から吉村将監へ蔵米を渡す蔵米知行が実施されたと推測される。

ところで、吉村又右衛門家に藩から与力が付され、足輕を召し抱えていた事例は前述したが、吉村一族の場合も同様である。

〔史料九〕⁽³⁰⁾

覚

一千七百石

吉村将監

内式百石同心

一貳百五拾石

吉村儀左衛門

一貳百五拾石

吉村久太夫

一百五拾石

小林清右衛門

一百五拾石

松本平兵衛

一貳千九百石^(五カ)

吉村権左衛門

一千五百石

吉村権左衛門

内式百石おかめ

西山孫兵衛

一百五拾石

不破加兵衛

一百石

小林安左衛門

一百石

篠田与兵衛

一百石

篠田与兵衛

一七千九百五拾石

村上外記

一百石

上月伊左衛門

一百石

志方半之丞

同

林六兵衛

同

林六兵衛

一貳千石

林六兵衛

慶安三年

十二月廿日

久松十郎左衛門印形

吉村將監殿

吉村権左衛門殿

村上外記殿

とあり、慶安三年の家督相続の際に発給されたものと推測される史料であるが、このうち、村上（吉村カ）外記には与力として一〇〇石の上月伊（為）左衛門・志方半之丞・林六兵衛が付属させられた。このほかに七〇・五〇俵の切米にて扶持を与えられた与力が九名ほどいる⁽³¹⁾。さらに、ここに見られる吉村將監組の二五〇石吉村儀左衛門組・吉村久太夫、一五〇石小林清右衛門・松本平兵衛、吉村権左衛門組の一五〇石西山孫兵衛、一〇〇石不破加兵衛・小林安左衛門・篠田与兵衛は、吉村又右衛門宣充方で養っていた浪人で、宣充死後に召し出された⁽³²⁾とあるが、確認できるのは西山孫兵衛のみである。このように、寛永十六（一六三九）年に召し抱えられて以後も慶安三年までは与力の存在が確認され、上級家臣には組付支配の藩士とは別に藩が召し抱えた与力・足輕を付されていたのである。

以上、寛永期から慶安期の定綱が生存中は上級家臣の内、数名は地方知行を行っていたと考えられる。それは、家臣の召し抱えの状況や与力の存在とも関連がある。したがって、地方知行制の存在は、定綱時代を中心として一部の上級家臣の知行形態であったと結論づけられる。ただし、年貢徴収権などは、各村落に発給された年貢割付状から見る限り、寛永十二年の定綱の桑名入封当初から郡奉行ら特定の人物により発給されており、年貢割付状の様式も同様でこの時点で統一されていた。すなわち、年貢徴収に関しては給人に年貢の決定権はなくそれは藩権力に包摂されていたのである。また給人と村落百姓の関係や給人の権限などは現時点では不詳であり、今後の課題である。

第三章 知行形態の変容

第一節 地方知行から蔵米知行へ

近世前期には前述のように上級家臣を中心に地方知行制が実施されていたが、財政が窮乏する中、寛文元（一六六一）年には質素儉約に関する法令が發布され、家中を取り巻く状況が変容してきた⁽³³⁾。さらにこのような状況が激変する出来事が起こる。それは、天和元（一六八一）年の災害によるものである。「家譜」には

〔史料一〇〕⁽³⁴⁾

今年七月廿一日、桑名大風雨、（中略）御領内川々出水、堤押切田畑共莫太之御損毛ニ付、御家中当物成半知、切米取・金給之分ニ至ル迄三分一減少ニ被 仰付、猶又御簡略ニ付御従士其外小役人・年寄・水主等都合百七十人余、御扶持被召放御暇被下之、当年方知行所有之分、追々相願御蔵米ニ相成候面々等有之

とあり、損毛のため知行取は半知、切米取・給金取は三分の一の減少を仰せ付けられ、従士・小役人・年寄・水主など一七〇人余の俸禄を召し上げての解雇、地方知行取から蔵米取へ願い出るものが見られた。この時点で地方知行取、蔵米取が存在していたことが確認できる。

天和三年十一月には、理由は不明ながら「今年御家老久松治兵衛ヲ初諸士百人余御追放、或ハ永之御暇被下」⁽³⁵⁾と久松治兵衛以下の給人を一〇〇名ほど追放するか、永の暇を行い解雇している。

宝永四（一七〇七）年には、「今年八月十九日、大風雨御損毛六万石余、御家中当処務半知被 仰付、猶又御収納不足ニ付知行・切米取ニ至迄引方被 仰付」⁽³⁶⁾と、またしても大風雨の損毛により家臣の半知、知行・切米取の引方を仰せ付けられている。

宝永七年には野村増右衛門事件があり、その影響で定重は桑名から高

田へ転封を命じられたが、その翌年の正徳元（一七一）年には、知行制に関して次のような史料がある。

〔史料一〕⁽³⁷⁾

今年御所替ニ付段々物入、其上桑名御收納ニ差合六万石余之御不足米、直段下直旁以必至御差支ニ付、御家中是迄御引米之上江一步通引方被 仰付

当年方御家中知行処被差止、不殘藏米被 仰付

桑名から越後国高田への転封に伴って物入が多く桑名時代よりも収納米が六万石余少なくなるが、家中に対しては今までの引米からさらに一步差し引くことを仰せ付けられた。そして、当年（正徳元年）より地方知行は止め、残らず藏米知行に仰せ出されたとあり、この時点で一〇〇石以上の地方知行取が藩により俸禄を給する「藏米取」となり、これに該当する吉村家など上級家臣が藏米取となったと推測され、地方知行制が廃止され、藏米知行制へと転換されたのである。

以上のように、近世前期の定重時代の天和期から宝永期にかけては、風水害等による家臣団の解雇、半知や物成引などがあり、藏米知行化が進行していったと思われる。そして、高田転封を契機に地方知行制を取り止め、地方知行の上級家臣も藏米知行制とした。

第二節 藏米知行制への移行理由

ではなぜこのような知行形態へと移行していったのか。最も大きな理由として藩財政との関連が考えられる。

元禄期頃には桑名藩が莫大な借金を抱えていたことが看取できる。例えば、元禄二（一六八九）年には七〇〇両、同五年には一万五四〇両余、同六年一三四三両余、同九年六一〇〇両弱が「御城御用金」などの名目で御用商人から借用が行われている。⁽³⁸⁾ このほかにも元禄十四年に

は桑名城の火災による普請金として公儀より一万両拝借している。⁽³⁹⁾

この時期には桑名藩財政は非常に窮乏していると考えられ、返済もままならず、そのための借用を新たに繰り返すという状況であった。元禄六年には次のような「添証文」を作成している。

〔史料一二〕⁽⁴⁰⁾

添証文

一御納方去申之御物成之積りを以帳面之売米五万五千俵ニ而候、若御納所致不足米直段も上り不申帳面之金高減シ候ハ、是者各別之儀ニ候間、外ニ五千俵迄之御不足米其方取替申約束ニ候、右御不足米御取替申候以後米直段宜敷売出シ金有之節者取替候不足米之内へ相渡シ勘定可申候（後略）

ここからは物成米を借用金の引当として保障を行っていたことが看取される。また、宝永七年には同五年の駿府御手伝普請に際し借用した元金・利息が四万八八一両余にもなっている。⁽⁴¹⁾

元禄末期には藩財政が逼迫する中で、御手伝普請も重なり、最悪の状況となっていた。この財政状況の克服が喫緊の課題であった。

そして、この状況を改善するための藩の対応が宝永期に始まる。宝永四年には、前述したように家中知行半知を知行取・切米取に至る家中へ触れ出した。続いて、同五年八月にも「当暮御家中物米之内ニ而貳万六千俵程ツ、引米可被 仰付旨」⁽⁴²⁾が触れられ、家中物成の内から二万六〇〇〇俵ほどの引米がなされた。宝永七年三月には、「御家中之者共御引米ニ而痛ミ申候旨被及 聞召ニ付、当暮山田了順町方御返済之御断被 仰付、御家中江代所務可被下候、来暮又々御引米可被 仰付候」⁽⁴³⁾と、引米が家中財政に痛みを与えているとのことで、御用商人山田了順への返済を猶予し肩代わりをさせる措置を行った。しかし、あくまで弥縫策であり、翌年の暮には再び引米を仰せ付けるとある。

結局のところ、藩財政悪化を家中財政へ転嫁したため、家中財政も悪化し、そのことが要因となって、家中の中には藩庫から蔵米を支給され比較的安定的な知行制である蔵米知行を希求する者があり、藩は転封を機にすべてを蔵米知行制へと移行したのである⁽⁴⁾。

おわりに

桑名藩の家中物成と知行形態について見てきた。それらをまとめてみたい。

桑名藩の知行形態は、一部の地方知行がいたものの、その主体は、四つ物成の蔵米知行取や切米取・扶持米取・給金取であった。地方知行取は一〇〇〇石以上の上級家臣で藩からの与力の付属や足輕の召し抱えが見られた。しかし、年貢徴収権は、各村落に発給された年貢割付状から見る限り、寛永十二年の定綱の桑名入封当初から郡奉行ら特定の人物により発給され、その様式も統一されており、年貢徴収に関しては給人に年貢の決定権はなくそれは藩権力に包摂されていた。その意味で地方知行取の権限は脆弱なものであったと思われる。

その後、定重時代の天和期から宝永期にかけては、風水害・地震災害・公儀普請等により藩財政が悪化したために、家臣団の解雇や半知や物成引米などを行い、藩の負債を家中財政へ転嫁した。そのことも影響し、地方知行取の中には藩庫から俸禄が支給される比較的安定した蔵米知行取を希求される比較的安定した蔵米知行取を希求する者がでてきた。そして、宝永七年の高田への転封を機に地方知行制が廃止され、全家中に対して蔵米知行制が実施されたのである。

註

(1) J・Fモリス「近世領主制試論―下位領主を中心に―」

〔J・Fモリス・白川部達夫・高野信治共編『近世社会と知行制』（思文閣出版、一九九九年）〕。

また、知行制の研究については、鈴木壽『近世知行制の研究』

（日本學術振興会、一九七一年）、川村優『旗本知行所の研究』（思文閣出版、一九八八年）、同『旗本知行所の支配構造―旗本石河氏の知行所支配と家政改革―』（吉川弘文館、一九九一年）、J・Fモリス『近世日本知行制の研究』（清文堂出版、一九八八年）、高野信治『近世大名家臣団と領主制』（吉川弘文館、一九九七年）、笠谷和比古「知行制と封禄相続制」（『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年）などの研究がある。

そして、知行制のあり方を総括し、問題提起したJ・Fモリス・白川部達夫・高野信治共編『近世社会と知行制』（思文閣出版、一九九九年）以降、高野信治『藩国と藩輔の構図』（名著出版、二〇〇二年）、同『近世領主支配と地域社会』（校倉書房、二〇〇九年）、浪川健治編『近世の空間構造と支配―盛岡藩にみる地方知行制の世界―』（東洋書院、二〇〇九年）などの研究がみられる。

(2) 金井圓『土芥寇讎記』における幕藩体制の一表現―地方知行の残存をめぐる―（『藩制成立期の研究』吉川弘文館、一九七五年）、J・Fモリス『近世日本知行制の研究』（清文堂出版、一九八八年）など。

(3) 拙稿「桑名藩における家臣団構造と形成過程―近世前期松平定綱時代を事例に―」（『日本歴史』吉川弘文館、二〇〇二年）。

(4) 拙稿「桑名藩家臣団の構造と確立期の特徴―久松松平家藩主移行期を中心に―」（『ふびと』第五四号、三重大学歴史学会、二〇〇二年）。

(5) 拙稿「桑名藩家臣団の給知制について」(『桑名松平伝来資料史料調査報告書―鎮國守國神社所蔵資料目録―』桑名市教育委員会、二〇〇四年)で、桑名藩の知行制については一部触れたが、十分に検討できなかったこともあり、本稿執筆のきっかけとなった。

(6) 桑名藩に関する研究は、中田四朗「近世初期における桑名藩の人の考察―旧庄屋天春家文書のなかから―」(『地方史研究』一二巻二号、地方史研究協議会、一九六二年)、田中彌「近世初期伊勢における役家設定について」(『三重史学』創刊号、一九五九年)、小川通夫「近世後期農村における階層分化について」(『三重史学』創刊号、一九五九年)、『桑名市史』本編、一九五七年、『三重県史』一九六四年、『藩史大事典』第4巻中部編Ⅱ東海「桑名藩」(雄山閣出版、一九八九年)などがあるが、『桑名市史』刊行後、家臣団や知行制について本格的な資料調査が行われていない状況にあった。

しかし、一九九〇年代後半からは三重県史編さん室の資料調査の成果に基づく『三重県史』資料編近世4(下)(第一章第一節「節解説」)(一九九九年)の刊行、桑名市教育委員会の鎮國守國神社所蔵資料の調査が実施され、その成果として『桑名松平伝来資料史料調査報告書―鎮國守國神社所蔵資料目録―』(二〇〇四年)が公刊された。また、これらの資料調査に基づいた成果として家臣団に関する研究は、註(3) 拙稿「桑名藩における家臣団構造と形成過程―近世前期松平定綱時代を事例に―」(『日本歴史』吉川弘文館、二〇〇二年)、註(4) 拙稿「桑名藩家臣団の構造と確立期の特徴―久松松平家藩主移行期を中心に―」(『ふびと』第五四号、三重大学歴史学会、二〇〇二年)がある。

さらに、近年の桑名藩研究として磯田道史「格と礼の秩序」(『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)、小川和也

「近世前期・『牧民後判』の成立と「仁政」思想の確立―伊勢桑名藩主・松平定綱を事例に」(『書物・出版と社会変容』、第一号、二〇〇六年)、加藤淳子『下級武士の米日記―桑名・柏崎の仕事と暮らし』(平凡社新書、二〇一一年)、下級武士の日記「桑名日記」「柏崎日記」を用いて待遇表現を研究した佐藤志帆子『近世武家社会における待遇表現体系の研究』(和泉書院、二〇一四年)などの研究が見られるようになってきている。

(7) 桑名市立中央図書館所蔵秋山文庫「定綱公御代掟御條目御可書出之留桑名ニ而拾一万石余之時御極」(享和三年)。

(8) 拙稿「近世前期における桑名藩の農政の一端―松平定綱の政策理念から―」(『地方史研究』第二八七号、二〇〇〇年)。

(9) 「松平定綱家中へ掟(寛永十九年十一月朔日掟条々)」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)、八三頁。

(10) 「松平定綱家中へ掟(五月十七日掟条目)」(『三重県史』資料編近世2)、八四頁。

(11) 「松平定綱家中へ掟(慶安元年十一月廿八日掟)」(『三重県史』資料編近世2)、八六頁。

(12) 桑名藩各村落(中野村・六名村・西日野村・坂本村)の年貢割付状で確認したところ、松平定綱の入封後の寛永十三年には藩主導のもと定式化した年貢割付状が発給されている。

(13) 桑名藩の格式についての論考として、磯田道史「格と礼の秩序」(『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会、二〇〇三年)があり、そのほか『上越市史』にも桑名藩の格式に関する記述がある。また、藤谷彰編集『天明由緒―桑名藩士の来歴―』解説(桑名市教育委員会、二〇〇八年、以下『天明由緒』とする)の校注にあたり、格式について一部分分析を行った。

- (14) 桑名市立中央図書館所蔵秋山文庫「三和録」上(天明四年)。
- (15) 註(6) 磯田前掲書。『天明由緒』解説。
- (16) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』下巻(東京大学出版会、一九八四年)。
- (17) 註(14)。
- (18) 『天明由緒』「三輪権右衛門元辰」の項には、「寛永十三於桑名下之宮村高合千石被下置」とあり、その村落を「下之宮村」としている。下之宮村は、大矢知村の隣村であり、その点で信憑性がある。
- (19) 津・紀州藩とも地方知行制を実施していたが、その中での給人の権限は制限されていた。拙著『近世大名家臣団と知行制の研究』(清文堂出版、二〇一九年) 第二部「知行制の展開」でもふれている。
- (20) 註(14)。
- (21) 『天明由緒』で確認を行ったところ、六代祖三輪弥右衛門元継には「自分支配之足輕十七人小頭平兵衛、是ハ横村百吉先祖ニ而御座候、御中間十人被下置」とあり、元々から自分支配の足輕がいたこと、一〇人の中間が付属されたことが確認される。その他の足輕は、ここでの中間と同様「被下置」(例として「吉村又右衛門宣充」と表現されており、定綱より付属されたものである。また、元禄五・六年に中野村から武家奉公人である中間として藩に取り立てられた記述も見られる(『四日市市史』第九巻史料編近世Ⅱ天春家文書)、一四八〜一五〇頁。
- (22) 桑名市博物館所蔵「松平定綱公御代分限帳」(二)。
- (23) 『天明由緒』「元祖久徳左馬助・久徳新助」の項。
- (24) 吉村家については、桑名市の鎮国守國神社所蔵の吉村家文書による。吉村家の来歴は、その概略を示しておく、初代吉村又右衛門は安芸国広島城主福島正則家に仕官していたが、改易後一時本多美濃守、

森美作守に仕え、寛永十六(一六三九)年に、嫡子勘右衛門(後玄蕃)、三男権左衛門とともに、松平定綱に三人合わせて六五〇石で仕える。その詳細は、『桑名松平伝来資料史料調査報告書―鎮国守國神社所蔵資料目録―』桑名市教育委員会、二〇〇四年)の吉村家文書の項を参照。

- (25) 「松平定綱家中への掟(寛永十九年十一月朔日掟条々)」(『三重県史』資料編近世2)、八四頁。
- (26) 松平定綱家中へ掟(五月十七日掟条目)」(『三重県史』資料編近世2)、八四頁。
- (27) 鎮国守國神社所蔵吉村家文書C14―9―7「吉村又右衛門・吉村勘右衛門・吉村権左衛門分知行目録」(寛永十六年)。
- (28) 同右、C14―9―20「目録(広永村・山村・埋縄村知行につき)」(寛永十六年)。
- (29) 同右、C14―9―8「吉村将監への給地宛行状写」(正保三年)。
- (30) 同右、C14―9―4「覚(吉村将監、権左衛門、村上外記組家臣名)」(慶安三年)。
- (31) 『天明由緒』「吉村又右衛門宣充」の項には、林ほか三人以外に、村上五右衛門・保田瀬兵衛(七〇俵)、島田平左衛門(六〇俵)、山羽九郎兵衛・太田治郎右衛門・小島為兵衛・山路四郎右衛門・酒井六右衛門・豊田市右衛門(五〇俵)の九人が記されている。
- (32) 『天明由緒』「吉村又右衛門将監」の項には、これらの八人が「宣充方ニ養置候浪人」とあり、続けて「宣充死後ニ被 召出候」とあるが、前述したように、召し出しが確認されるのは前述したように西山孫兵衛のみである。この点については課題が残る。
- (33) 「松平定重家中へ定」(『三重県史』資料編近世2)、八八〜八九頁。
- (34) 「御家譜一」(『上越市史』別編5 藩政資料一、一九九九年)、六

二四頁。

(35) 同右、六二四頁。

(36) 同右、六三二頁。

(37) 同右、六三四頁。

(38) 桑名市博物館寄託山田家文書「借用申金子之事」(元禄二年)、「今度京都升屋太郎左衛門同久兵衛御金元仕候ニ付其方加金定証文之事」(元禄五年)、「添証文之事」(元禄六年)、「預り申金子之事」(元禄九年)。

(39) 『桑名市史』本編(桑名市教育委員会、一九五九年)、一八三頁。

(40) 桑名市博物館寄託山田家文書「添証文」(元禄六年)。

(41) 同右「御借用金之事」(宝永七年)。

(42)(43) 鎮國守國神社所蔵「立極法令一」。

(44) 拙稿「津藩知行制の変容過程——近世中期から後期にかけて——」(『ふびと 第五八号』三重大学歴史研究会、二〇〇六年、拙著『近世大名家臣団と知行制の研究』清文堂出版、二〇一九年に再録)では、津藩の事例を検討し、藩の窮乏への対応として、家中への引米・借米、俸約の徹底を実施し、藩の負債を家中へ転嫁する政策を行ったことを検証して、そのことも要因となり、多くの家中が地方知行から蔵米知行へと知行を転換する事例がみられるようになった。このような状況は、津藩だけにとどまらず他藩にも適用できると考える。

〔付記〕

この論考作成にあたり、鎮國守國神社、桑名市立中央図書館、桑名市博物館をはじめとした資料所蔵者の皆さまには、資料の閲覧など多大なる便宜を図っていただいた。ここに記して感謝を表したい。